



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
局長 徳田 剛
平成 28 年 4 月 18 日

【照会先】

熊本労働局労働基準部健康安全課
課 長 秋吉 博明
安全専門官 中濱 義輝
(電話) 096-355-3186

報道関係者 各位

平成 28 年熊本地震の復旧工事における 労働災害防止対策の徹底について

熊本労働局は、熊本県下の建設業関係団体へ災害防止対策の徹底を要請しました。

熊本労働局（局長徳田剛）は、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震について、今後、実施される災害復旧工事において工事が円滑に行われるためにも、労働災害防止対策の徹底を図る必要があるため、建設業関係団体（別紙 1）に対し、次の労働災害防止対策を徹底するよう要請（別紙 2）を行った。

- 1 余震の発生に留意した安全な施工**
引き続き余震が発生する可能性があるため、余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。
- 2 土砂崩壊災害の防止**
作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。また、二次災害防止のため、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するとともに、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。
- 3 土石流災害の防止**
作業場所から上流の河川の形状等を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

と。

4 道路等復旧工事における災害の防止

路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、道路における建設工事中の交通労働災害防止対策等の徹底を図ること。

5 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における災害の防止

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事を行う場合には、墜落・転落災害防止のため、作業床を設けることを原則とすること。作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。

6 建築物の解体、改修工事における安全対策及び石綿ばく露の防止

建築物の解体に当たって車両系建設機械（解体用）を使用する場合には、あらかじめ作業計画を定めこれに基づき作業をさせるとともに、物体の飛来等のおそれがある箇所への労働者の立入禁止措置、労働者との接触防止等の措置を講じる等の適切な措置をとること。

また、石綿の使用の有無を事前に調査し、防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

8 ガス・水道復旧工事における災害の防止

ガス・水道設備の復旧工事に伴う掘削作業については、1の土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

また、都市ガス復旧時については、ガスの漏えいによる爆発防止対策の徹底を図ること。

9 熱中症の予防

高温、多湿期の作業となることが予想される場合には、適切な水分、塩分の補給等熱中症予防対策の徹底を図ること。

	団体名
1	熊本県建設業協会会長
2	建設業労働災害防止協会熊本県支部長
3	熊本県建築労働組合長
4	熊本県鳶工業組合連合会長
5	熊本県左官協同組合長
6	熊本県建築組合連合会長
7	日本建築大工技能士会熊本県支部連合会長
8	熊本県瓦工業組合
9	熊本県電気工事業工業組合長
10	熊本県板金工業組合長
11	熊本県塗装防水仕上業協同組合長
12	熊本県管工事業組合連合会長
13	熊本県優良住宅協会会長
14	熊本県住宅メーカー協議会長
15	熊本県解体工事業協会会長

別紙2
熊労発基 0418 第1号
平成 28年 4月 18日

別紙1 団体の長 殿

熊本労働局長

平成 28年熊本地震による災害復旧工事における
労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止につきまして、平素から格別のご理解、ご協力をいただき御礼申し上げます。

平成 28年 4月 14日から発生している「平成 28年熊本地震」では、熊本県内を中心に建築物、交通インフラ、水道等に大きな被害が発生しているところです。今後、被害を受けた建築物の解体・改修工事や道路、水道等の復旧工事が早急に行われることとなりますが、これらの工事が本格化するに伴い、労働災害の増加が懸念されます。

については、特に下記の労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位等に対する周知方よろしくお願いいたします。

記

1 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き余震が発生する可能性があるため、余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。

2 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと。また、二次災害防止のため、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するようにするとともに、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。

3 土石流災害の防止

作業場所から上流の河川の形状等を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

4 道路等復旧工事における災害の防止

路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、道路における建設工事中の交通労働災害防止対策等の徹底を図ること。

5 木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事における災害の防止

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事を行う場合には、墜落・転落災害防止のため、作業床を設けることを原則とすること。作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。

6 建築物の解体、改修工事における安全対策及び石綿ばく露の防止

建築物の解体に当たって車両系建設機械（解体用）を使用する場合には、あらかじめ作業計画を定めこれに基づき作業をさせるとともに、物体の飛来等のおそれがある箇所への労働者の立入禁止措置、労働者との接触防止等の措置を講じる等の適切な措置をとること。

また、石綿の使用の有無を事前に調査し、防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

7 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

8 ガス・水道復旧工事における災害の防止

ガス・水道設備の復旧工事に伴う掘削作業については、1の土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

また、都市ガス復旧時については、ガスの漏えいによる爆発防止対策の徹底を図ること。

9 熱中症の予防

高温、多湿期の作業となることが予想される場合には、適切な水分、塩分の補給等熱中症予防対策の徹底を図ること。